国民年金第３号被保険者制度等に関する検討会資料

「第３号被保険者制度の見直しにかかる見解」

熊本大学　倉田賀世

１　はじめに

本報告は、第１回検討会での議論を踏まえ、社会保障法学の見地から、第３号被保険者制度の見直しに当たって考慮すべき基本的な視座を提示する事を目的とする。

２　問題の所在

第３号被保険者をめぐる問題については多様な観点からの意見がある。この点、本報告では、第３号被保険者制度の合理性を、保険料負担の公平性、就労中立性、公的年金保険制度の生活保障と社会的包摂という観点から検討する。

３　他の被保険者との公平

第１号被保険者、第２号被保険者との保険料負担の相違をどのように評価するか。

４　就労中立性と生活保障との関係

就労中立性の向上と、公的年金保険制度が担う生活保障機能との調整。

５　適用拡大の評価

第３号被保険者から第２号被保険者への移行の意義と課題。

６　適用拡大の対象外となる者について

(1) 第３号被保険者から第１号被保険者へ移行する者の生活保障。
(2) 育児等のケア活動を制度上どう評価するか。

７　まとめ

保険料負担の公平・就労中立性の向上と、公的年金保険制度の生活保障・社会的包摂機能の維持をどう両立させるか。